

令和4年1月28日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市水道事業経営審議会
会長 西垣 泰幸



水道事業の経営に関する事項について（答申）

宇治市水道事業経営審議会は、令和3年5月21日付、3宇水総第55号により諮問を受けた、水道事業の持続可能な運営に向けた具体的な収支改善施策について審議を行いました。

その結果、宇治市の水道事業の将来を見据えた、持続可能な運営を実現するための水道料金の改定なども含めた具体的な収支改善施策について、結論を得たので答申いたします。

1. はじめに

宇治市水道事業においては、令和3年3月に「安全な水道水の確実かつ持続的な供給」を基本理念に、令和3年度から令和12年度を計画期間とした「宇治市水道事業ビジョン・経営戦略（以下「本ビジョン」という。）」を策定し、今後10年間の水道事業の方向性及び投資・財政計画を示したところである。

宇治市の水道事業を取り巻く状況は、市民生活に欠かすことができないライフラインを維持するため、老朽化した水道施設の更新・耐震化といった災害に強い強靭な施設整備の推進が必要である一方で、人口減少などに伴い料金収入の減少傾向は続き、給水量の約7割を占める京都府営水道料金の改定による収支の悪化などの課題に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、宇治市水道事業経営審議会（以下「本審議会」という。）において、宇治市長から諮問を受け、水道事業の持続可能な運営に向けた水道料金の改定なども含めた具体的な収支改善施策について議論した。

水道事業における主な財源である水道料金収入は、平成10年度の料金改定以降、平成27年度まで据え置かれており、この間も給水収益は減少傾向であったが、料金改定を行わず事業運営ができたのは、収支均衡を重視した更新・耐震化への投資を先送りしていたことによるものと考えられる。しかし、平成28年度に水道料金を14.4%改定し、それ以降は水道施設の更新・耐震化に積極的に取り組んできている。

本ビジョンの基本理念を実現するためには、今後の収支不足改善が不可欠であり、本審議会で検討を行い、以下のとおり結論を得たので答申を行うものである。

2. 答申

（1）遊休資産の利活用や売却等

水道施設の再編成などにより、使用していない浄水場や配水池などの水道用地のうち、水道事業として活用していないものや活用の予定のないもの（遊休資産）について、貸付や売却を早期に検討すべきである。

ただし、廃止した浄水場等の建物や水道管路などの地下埋設分が残存している用地が多く、売却する場合、施設の除却費用も含め、既存の資産価値を上回る売却益が出ない限り、水道料金を算定する収益的収支の改善には繋がらない。

このような状況を踏まえ、遊休資産においては、立地条件や近隣の状況等

の対象物件ごとの諸事情を十分に考慮し、施設の除却費用も含めた売却・貸付の両面で、市場動向を注視しながら、効果的・効率的な手法を検討されたい。

(2) 営業業務の民間委託に向けての検討

市民サービスの向上や経営の効率化を図るため、令和3年度から検針業務を民間業者に委託している。現行の検針業務委託の成果や効果について検証するとともに、京都府内や類似団体の民間委託の状況を踏まえ、窓口・電話受付業務、水道の閉開栓業務、水道料金の徴収・滞納整理業務等については、民間委託のメリット・デメリットも検討した上で、委託業務の拡大に向けて取り組む必要がある。

こうした業務の民間委託を実施した場合には、令和4年度から令和12年度において、約1億1,100万円の収支改善が見込まれることから早急かつ計画的に取り組むべきである。

(3) 水道施設の再編成

本ビジョンにおける建設投資については、将来の水需要を見据えた施設の規模・配置の適正化といった水道施設の再編成により、建設費用の効果として約13億9,000万円の削減ができるなどを既に記載している。この水道施設の再編成により、維持管理経費についての削減額を試算したところ、令和4年度から令和12年度において、約2,200万円の収支改善が見込まれる。

(4) 府内水道事業者との広域連携

広域連携については、専門職員の人材不足の中、共同で人材を確保し、適切な施設管理を行うための技術・ノウハウの継承を行えることやスケールメリットを活かした経費削減、水需要に見合った水道施設の適正規模への再編、災害等の非常時における危機管理対策等に有効な取り組みである。

一方で、各市町においては、水道料金体系や自己水と京都府営水道の受水割合、委託業務の違いなどから、広域連携に向けては、検討する項目ごとのメリットやデメリットを踏まえて検討するべきである。

(5) 上下水道部の組織再編

宇治市水道事業では、前回のビジョン計画期間（平成22～令和2年度）において、上下水道事業管理者の廃止や浄水管理センターと東宇治浄化センターの組織統合、庶務担当職員の集約等の組織再編により、職員数削減を行

ってきたところである。全国の水道事業において、適切な業務遂行を前提として、合理化のため職員が削減されている中で、宇治市水道事業においても、更なる組織の簡素化や統合を進められることを期待する。

なお、組織再編に際して、同規模他団体の再編成事例を参考にすることや同種の業務で統合するなど、効果的・効率的な組織体制となるよう十分に検討されたい。

(6) 債券運用等の新たな収入確保

債券運用は、新たな収入確保に向けた取り組みであるが、資金として運用できない期間が長期に渡るため、退職手当引当金相当部分など、水道事業の運転資金として活用しない範囲で行う必要がある。運用額を1億円として試算した場合、令和4年度から令和12年度において、約400万円の収支改善が見込まれるため、取り組むべきである。

なお、運転資金の場合においても、短期（1年以内）で宇治市他事業会計への貸付も検討し、少しでも収入が確保できるような努力が必要である。

(7) 建設改良費に充てる国庫補助金の獲得

本ビジョンの計画期間において、建設改良費として約180億円が必要となると見込んでいる。この建設財源として、国の補助金制度である「生活基盤施設耐震化等交付金」を獲得し、新たな財源の確保に努める必要がある。この交付金の採択基準については、見直される可能性があることから、国の動向などの情報を収集しながら、先を見通した戦略的な検討が重要である。

今後の経営改善や更新・耐震化事業の取り組みにより、採択される可能性がある事業の交付金は、本ビジョンの計画期間において、約5億5,000万円と見込まれ、水道料金の算定基礎となる収益的収入には、長期前受金戻入として交付金が充当される施設の耐用年数に応じて計上されることになる。

また、この国庫補助金の獲得により、企業債発行の抑制がなされることによる支払利息の削減額も併せて試算すると、令和4年度から令和12年度において、約5,500万円の収支改善が見込まれるため、取り組むべきである。

(8) 企業債発行のあり方について

市民生活に欠かすことができないライフラインを維持するためには、継続的な建設投資が必要であり、そのためには、建設財源として企業債発行が不可欠である。

企業債の発行は、発行過剰となれば、償還金の返済に追われ、財政硬直化の原因となる。近隣他団体との比較において、現在の宇治市水道事業の企業

債残高に対する給水収益の率は平均的なものであるが、この状況を常に意識しながら企業債発行に留意する必要がある。

本ビジョンの計画期間においては多額の建設費が必要であり、今後必要となる水道施設の更新事業費のためには、近隣他団体の状況をみると建設事業費の7割程度を対象とされていることを踏まえ、7割程度の充当率での企業債発行はやむを得ないものと考える。加えて、大規模災害などの不測の事態に備えた資金確保も必要であることから、他団体との経営指標などと比較分析した上で、企業債充当率についても柔軟に対応されたい。

(9) 低所得者向け料金のあり方について

宇治市では、一般家庭の料金区分として、家庭用及び低所得者用の2区分が設定され、家庭用に比べて低所得者用の水道料金が6割程度と安価に設定されている。

この低所得者用料金区分については、平成26・27年度の本審議会でも『本来、福祉施策の一環として実施されるべきであり、公営企業において実施することは適当ではない。』とされ、早急な見直しが必要と答申がなされている。

しかし、現況においては新型コロナウィルス感染症による経済への影響もあるため、低所得者への配慮の継続を視野に、福祉施策としての一般会計からの補填などを検討し、公営企業としてるべき姿に改善されることを期待する。

(10) 料金体系の見直しについて

水道の料金体系については、用途別料金体系（使用する用途により基本使用料と従量料金を区分する体系）と、口径別料金体系（水道メータ一口径により基本使用料と従量料金を区分する体系）に大きく区分されている。

宇治市水道事業では用途別料金体系を採用し、生活用途（家庭用等）の料金負担を少なくする一方、業務用途（営業用・工場事業所用等）の料金負担が多くなるよう設定がなされている。

この料金体系に関して、平成26・27年度の本審議会では『近年、多くの都市では効率的で公平な口径別料金体系への移行が進んでおり、これらの動向も踏まえた検討が必要である。』との答申がなされている。

宇治市の用途別料金体系は、生活用途に配慮した料金体系ではあるが、一方で、同じ水道水を使用するのに用途区分によって料金が異なり、口径の大きさにより維持管理にかかる費用負担に影響が出ることを考えれば、全国的な傾向である口径別への変更を検討すべきである。

しかし、水道使用の契約者個々においては、口径別への変更に伴い、料金に大きな影響を受ける場合があること、他団体における口径別の料金体系をみると、現在の料金体系の基本料金や従量料金について抜本的な見直しが必要であることなど、十分な時間をかけた慎重な議論が必要である。近い将来に口径別料金体系に移行できるよう、歩みをとめず、課題などの調整に取り組んでもらいたい。

(1 1) 新型コロナウィルス感染症による生活様式の変化がもたらす影響

宇治市の水道使用者の件数でみると、家庭用の割合が約9割を占めている。使用水量は約1%程度減少し続けていたが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出抑制等の影響で、令和2年度について、家庭用は増加、業務用は通常以上に減少した。結果として、収益の大半を占める家庭用の増加により、令和2年度の使用水量は前年より増加した。

新型コロナウィルス感染症の流行状況には拡大、減少と変化があるものの、今後の使用水量については、他団体でも同様の変化が起きていることを踏まえ、生活様式の変化により家庭での使用水量が増加すると推測し、水需要予測を修正した。結果として給水収益の増加により、令和4年度から令和12年度において、約4億1,300万円の収支改善を見込んでいるが、今後も状況分析を継続し、本ビジョンの中間年度を目途に水需要予測の見直しを行うのが望ましい。

(1 2) 水道料金の改定について

令和4年度から令和12年度においては、65億2,200万円の財源が不足すると見込まれていた。これまで検討してきた収支改善施策等によると、約6億500万円の収支が改善する見込みであるが、なおも59億1,700万円の財源が不足すると試算される。

将来にわたって持続可能な水道を目指すには、本ビジョンの計画期間全体の収支均衡を目指すべきであるが、本ビジョンの内容については、今後の社会情勢の変化にも対応するため、総務省が示す経営戦略のガイドラインに従い、3～5年ごとに経営戦略の成果の検証・評価をした上で、見直す必要がある。また、水道法施行規則では、水道料金は3～5年の期間に必要となる原価を基とし算定することが求められている。

令和4年度以降、本ビジョンの中間年度にあたる令和7年度までの4年間を水道料金の算定期間とした場合、本ビジョンでは21億7,500万円の財源が不足すると試算しており、19.5%の水道料金の改定が必要となる。

今回、本審議会で審議された収支改善施策の効果を4年間で算定した場合、

約2億3,500万円の収支が改善する見込みであり、財源不足を19億4,000万円まで抑えることができ、その結果、17.1%の改定となる。

平常時だけでなく災害時でも一定量の給水を確保できるよう、水道施設の更新・耐震化を進めることは、安全な水道水を確実かつ持続的に供給していくために必要である。市民生活に大きな影響を与えることにはなるが、地震などの大規模な災害に備えて市民生活の安全・安心に万全を期すとともに、将来にわたる水道事業の健全な運営を確保し、市民や市内事業者に安定的に水道水を供給していくためには、水道料金の改定は必要不可欠であるため、速やかに実施されたい。

しかしながら、依然として新型コロナウィルス感染症の感染拡大が、市民生活や市内事業者の経済活動に影響を与えていていることを踏まえつつ、実施時期等については、柔軟に対応していただくことを期待したい。

3. おわりに

本審議会では、宇治市水道事業の持続可能な運営を実現するための水道料金の改定など具体的な収支改善施策について、一定の改善の方向性を示すことができたと考えている。

宇治市水道事業においては、過去の宇治市地域水道事業ビジョンの計画期間（平成22～令和2年度）においても、組織統合等による人員削減や市庁舎と連携した電気契約の見直し、公用車の削減等の経費削減による経営努力を行ってきたところであるが、水道事業経営は主に水道料金を財源としている。

今回の答申は水道使用者への負担増をお願いすることになるが、老朽化した施設や水道管を放置すると、水質悪化や漏水・断水のリスクを増大させ、市民生活や経済活動に大きな打撃を与えることになりかねない。そうならないために、水道料金の改定により財源を確保することはやむを得ない。近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えた一定の資金を確保するとともに、水道施設の更新・耐震化を進めていくべきである。さらに、こうした水道事業の現状を市民や市内事業者に理解していただくために、積極的な情報発信が必要である。

今後は10年のビジョン期間のみならず、その先50年、100年にわたって水道事業の健全経営を目指し、更なる経費削減等の経営努力に取り組むとともに、安全で安心な水道水を確実に供給していくため、引き続き強靭な施設整備の推進をしながら、将来にわたって持続可能な水道事業を運営されることに期待する。

參考資料

収支改善施策まとめ（令和4～12年度）

（1）遊休資産の利活用や売却等

○物件事情を考慮した手法を検討

（2）営業業務の民間委託に向けての検討

○窓口・電話受付・閉開栓・料金徴収等業務民間委託

【改善額】収益的収支：1億1,100万円 資本的収支：300万円

（3）水道施設の再編成

○ビジョンに掲げる施設統合・廃止・縮小に伴う維持管理費の削減

【改善額】収益的収支：2,200万円

（4）府内水道事業者との広域連携

○連携する内容のメリットやデメリットを踏まえて検討

（5）上下水道部の組織再編

○統合等の効果的・効率的組織体制の構築

1

（6）債券運用等の新たな収入確保

○運転資金として活用しない範囲で債券運用

【改善額】収益的収支：400万円

（7）建設改良費に充てる国庫補助金獲得

○企業債発行抑制

【改善額】収益的収支：5,500万円 資本的収支：5億5,000万円

（8）企業債発行のあり方について

○多額の建設費を要する期間は、企業債残高に対する給水収益の率等に留意しながら企業債を発行

（9）低所得者向け料金のあり方について

○公営企業においての実施は適当でない。福祉施策としての検討

（10）料金体系の見直しについて

○用途別から口径別への移行は基本料金・従量料金全体の抜本的見直しが必要

改善額計 収益的収支：1億9,200万円 資本的収支：5億5,300万円

2

新型コロナウィルス感染症による影響

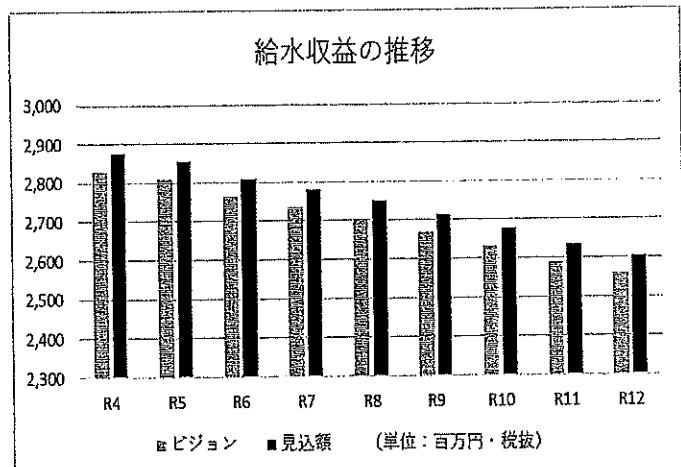
◇1人1日あたりの生活用水量の増加

○新型コロナウィルス感染症の影響により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出抑制や手洗い励行などの実施で家庭での使用水量が増えたため、コロナ前の令和元年度と比較して令和2年度より1人1日あたりの生活用水量は増加している。

○令和3年度は年間で7%、緊急事態宣言後でも5%の増加が見込まれる。近隣の他団体でも同様に水量が増加していることから、テレワークの導入や手洗いの継続など生活スタイルの変化により使用水量が増え、今後もその影響が一定期間続くと見込んでいる。

◇給水収益への影響

○生活用水量が増えることにより、給水収益が増額となる。



ビジョン期間R4～12年度で4億1,300万円の
収支改善が見込まれる

3

水道料金の改定

◇料金算定期間：4年間（令和4年度～令和7年度）

・宇治市水道事業ビジョン・経営戦略（令和3年3月策定）

収益的収支4年間の収入は、 136億3,800万円
《うち給水収益111億3,900万円》【A】
支出は、 158億1,300万円
収支不足額 △21億7,500万円 (①)

・収支改善策

収益的収支4年間の収入は、 900万円の増加
支出は、 4,000万円の削減
計 4,900万円の収支改善 (②)

・生活用水量増に伴う給水収益増

収益的収支4年間の収入は、 1億8,600万円の増加 (③) 【B】

→ 収益的収支4年間の収支不足額 △19億4,000万円 (① - ② - ③)

◇料金改定率

今回の料金改定では、収支不足額19億4,000万円を確保できるよう改定する。

収支不足額：19億4,000万円 給水収益：113億2,500万円 (A+B)

料金改定率 ⇒ 17.1% (19億4,000万円 ÷ 113億2,500万円)

4

※宇治市地域水道事業ビジョンにおける経営努力（平成22～令和2年度）

1.組織改革

- 平成23年度：水道部庶務統合
工務課・配水課・浄水管理センターの事務職員3名を水道総務課へ集約し2名に
⇒ 事務職員1名減 △800万円/年
- 平成25年度：水管理センター発足
浄水管理センターと東宇治浄化センターの組織統合
⇒ センター長1名減 △800万円/年
- 平成28年度：上下水道事業管理者及び予納金業務を廃止
(水道事業の管理者権限は市長が行う)
⇒ 管理者1名減 △1,500万円/年
- 予納金業務廃止により営業課の正規職員1名を非常勤職員へ
⇒ 正規職員→非常勤職員 △490万円/年

2.経費削減

- 平成28年度：経費削減
⇒ 公用車の削減1台 △100万円/年
- 平成30年度～令和2年度：経費削減
⇒ 電気契約の見直し（法人特約） △1,500万円/年
- 平成30年度：経費削減
⇒ 給水車の売却1台 約40万円の収益

3.効果額

経常経費削減額の合計（公用車・給水車売却収益は含まず） . . . 約△5,000万円/年

令和3年度 宇治市水道事業経営審議会の経過

◎第1回審議会 令和3年5月21日

- ・ 詮問「水道事業の持続可能な運営に向けた具体的な収支改善施策について」
- ・ 専門部会の設置

○第1回専門部会 令和3年7月16日

専門部会長及び副部会長の選出
収支改善施策の確認について

○第2回専門部会 令和3年8月27日

収支改善施策について

◎第2回審議会 令和3年10月12日

- ・ 専門部会からの報告・審議
「収支改善施策について」

○第3回専門部会 令和3年10月25日

第2回審議会の議事内容について
収支改善施策について

○第4回専門部会 令和4年1月14日

収支改善施策について（まとめ）

◎第3回審議会 令和4年1月26日

- ・ 専門部会からの報告・審議
「収支改善施策について」
- ・ 答申案について

令和3年度 宇治市水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略 ○会長 ○副会長)

	選出区分	氏名	職名（団体名）
1	(1) 学識経験者	しみず としゆき 清水 聰行	立命館大学理工学部講師
2		にしがき やすゆき ○西 垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
3		やまもと しんいち 山本 真一	京都文教大学総合社会学部准教授
4	(2) 水道事業有識者	い き しょうじ 伊木 聖児	京都市上下水道局水道部長
5		むこはた ひでき ○向畠 秀樹	一般財団法人京都市上下水道サービス協会 理事長
6	(3) 市内公共団体等代表	にしで みえこ 西出 美恵子	宇治市女性の会連絡協議会
7		やすだ みゆき 保田 美幸	宇治商工会議所女性会副会長
8		やまだ よしなお 山田 良尚	連合京都南山城地域協議会議長
9		よこがわ ひとみ 横川 ひとみ	社会福祉法人宇治市社会福祉協議会理事
10	(4) 使用者	き べ しょういち 岐部 省一	株式会社平和堂アル・プラザ宇治東支配人
11		しまづ たまえ 島津 たまゑ	宇治市消費者団体連絡会
12		むかいやま ひろこ 向山 ひろ子	市民委員
13		やまとざき のぶこ 山崎 信子	市民委員
14	(5) その他 (経営知識等有識者)	とくだ あきこ 徳田 明子	税理士